

災害復旧工事等の緊急を要する工事における労務・資材の不足に対応した 大型ブロック積（張）工への設計変更要領

1 適用範囲

この要領は、「災害復旧工事等の緊急を要する工事における労務・資材の不足への対応について」（令和3年11月11日付第202100177513号県土整備部長通知）において、労務又は資材の不足が確認され、ブロック積（張）工から大型ブロック積（張）工に設計変更する場合に適用する。

2 大型ブロック積（張）工のブロック選定方法

県内産の大型ブロックを対象に、別紙1の「施工地区」、「適用条件」から採用可能なブロックを選定する。

3 設計（積算）で採用するブロックの決定

- (1) 2で選定したブロックを対象に、別紙2の積算資料により経済比較を行い、最も経済的なブロックを設計変更において採用する。
- (2) 設計変更で採用したブロックは積算上のものであり、そのブロックによる施工を指定しないこと。「大型ブロック積擁壁の設計・積算について」（平成27年9月11日付第201500087246号技術企画課長通知）を参考に、設計図面、数量計算書等を作成すること。

4 大型ブロック積（張）工の積算

- (1) 別紙2の積算資料により積算すること。
- (2) 控え500mmの大型ブロックの積算は、土木工事標準積算基準書により積算すること。